令和８年度　茂原市立町保保育所　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第５条第１項」に基づき、茂原市立町保保育所（以下「当保育所」という。）が利用申込者に説明する重要事項は、次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　称	茂原市
所　在　地	茂原市道表１番地
電　話　番　号	0475－36－5656（保育課直通）
代 表 者 氏 名	茂原市長　市原　淳

２　利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	町保保育所
施 設 の 所 在 地	茂原市高師 555 番地 28
連　絡　先	電話番号・FAX：0475－22－2544
管　理　者	所長　栗原　恵美子
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により認定を受けた小学校就学前児童
定　　員	120 人（ 0 歳児： 6 人、1 歳児：18 人、2 歳児：24 人、3 歳児：24 人、4 歳児：24 人、5 歳児：24 人 ）
開 設 年 月 日	昭和 55 年 4 月 1 日

※　所長は人事異動により変更となる場合があります。

３　事業目的及び保育目標

（１）事業目的

当保育所は、厚生労働省の保育所保育指針に従い、乳幼児を養護・教育し、心身の健全な発達を図ると共に、保護者が安心して勤労に従事または疾病を治療出来る等、家庭生活を援助することを目的とします。

（２）保育目標

ア．子どもの発達の援助

一人ひとりの人権と個性を尊重し、子どもの発達段階を踏まえたきめ細やかな対応により健やかな心と体を育てます。

イ．保護者に対する支援

保護者の仕事と子育ての両立を支援するために、専門的知識や技術をもって助言します。

ウ．健康及び安全の確保

一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めます。

４　保育所における施設・設備等の概要

（１）施設

敷　地	敷地全体	3,180.34 ㎡
園　舎	構造	RC 造　2 階建
	延べ面積	941.03 ㎡

（２）主な設備

設備	部屋数	備　考
乳児室・ほふく室	1 室	ひよこ 3 組（0・1 歳児）
保育室	5 室	ひよこ 2 組（1 歳児クラス）1 室
		ひよこ 1 組（2 歳児クラス）1 室
		花組（3 歳児クラス）1 室
		月組（4 歳児クラス）1 室
		星組（5 歳児クラス）1 室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	

５　職員の設置状況

当保育所で配置している保育の実施に必要な職員は下表のとおりです。

職種	職員数			備考
		常勤	非常勤	
所長	1	1		
主任保育士	2	2		
保育士	18	18		内 2 名休業等取得中
調理員	4	4		

職員数は人事異動等により変動する場合があります。

給食の献立作成や調理上の衛生管理等は、保育課の栄養士が担当します。

６　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは休園となります。
また、災害発生等、やむを得ない理由により臨時に休園する場合があります。
（**１６　災害時における臨時休園に関する基準**を参照）

７　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（１）**保育標準時間認定**に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、保育の提供が必要と認められた場合は、18 時 30 分から 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

（２）**保育短時間認定**に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、保育の提供が必要と認められた場合は、7 時 30 分から 8 時まで及び 16 時から 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

８　利用料金等

（１）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

・　３歳児～５歳児クラス
　保育料は無料です。

・　０歳児～２歳児クラス
　（満３歳に到達した２歳児クラスの子どもを含む）
　住民税非課税世帯については保育料が無料となります。
　住民税課税世帯の方については保育料として、「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成 27 年茂原市規則第 15 号)」に定める額をご負担いただきます。

（２）時間外保育に係る利用者負担（延長保育料）

時間外保育を利用する場合は、延長保育料として、「茂原市保育所の延長保育の利用に関する規則（平成 18 年茂原市規則第４号）」に定める額をご負担いただきます。

※ 保育料及び延長保育料については、口座振替をしています。振替予定日は、次のとおりです。

≪令和８年度振替予定日≫

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
振替日	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30
月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
振替日	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/25

（３）給食費

３～５歳児クラスの園児の副食費について

副食費（おかず・おやつ代）として、月額 4,500 円をご負担いただきます。

・ 副食費の徴収方法について
口座から引き落としとなります。
※ 引き落とし後に通帳記入すると「モバラシホイクショホイクリョウ」と記載されます。また、同じ口座で延長保育を支払われている場合、副食費と延長保育料の合算額が「モバラシホイクショホイクリョウ」として引き落とされます。

・ 副食費の免除について
次に該当する方は副食費を免除いたします。免除の手続きは必要ありません。該当した方へは保育所を通じてお知らせします。
① 対象児の同一世帯の市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の場合
（要保護世帯の場合は市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の場合）
② 第３子以降の子ども（同一世帯に小学校就学前の子どもが３人以上いる場合に、第３子以降の２号認定子どもの副食費が免除対象となります。）
※ 入所児童が第５子以降の場合、①、②に該当しなくても副食費が免除される場合がありますが、この場合は別途申請が必要となりますので、個別にご案内いたします。
※ 提供する日数が少ない月や、お子さんが休んだ場合でも定額として月額 4,500 円のご負担となりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

０～２歳児クラスの園児の主食費・副食費について	
・ **課税世帯の場合**	主食費・副食費は保育料に含まれます。
・ **非課税世帯の場合**	保育料がゼロ円となり、主食費・副食費もかかりません。

（４）その他の費用負担

下表の項目について、保育の提供に要する実費をご負担いただきます。

項目		内容、負担を求める理由及び目的	金額
入所に係る経費(新入所児)	3 歳未満児	カラー帽子・おたより袋等	年額1,500円程度
	3 歳以上児	園児服・カラー帽子・おたより袋等	年額5,500円程度
行事参加費	5 歳児	遠足等	年額1,000円程度
維持費	5 歳児	防災頭巾クリーニング代等	年額　400 円程度

※上記費用の支払を受けた場合、当保育所で集金袋に領収確認の押印をします。
お支払方法については、別途お知らせします。

９　提供する保育等の内容

当保育所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、「保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)」に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

１０　食事の提供

当保育所は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号)」に基づき、児童の健全な発育に必要な栄養量を含む食事を、施設内で調理し提供します。

食事は、乳児（0 歳から 3 歳未満）については完全給食、幼児（3 歳から 5 歳）については、副食給食（月に 2 回は完全給食）を提供します。

児童の年齢に応じ、次の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 ～ 1 歳児	9 時 15 分頃	10 時 45 分頃	14 時 45 分頃	
2 歳児	9 時 15 分頃	11 時 00 分頃	15 時 00 分頃	
3 歳児		11 時 15 分頃	15 時 00 分頃	
4・5 歳児		11 時 30 分頃	15 時 00 分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、食事の提供に特別な配慮が必要な場合はご相談ください。

１１　利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（１）　子どものための教育・保育給付要件に該当しなくなり、市町村が利用を取り消したとき。

（２）　支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

（３）　市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）　その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

１２　嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（１）内科

医療機関の名称	清水三郎医院
医　院　長　名	清水　三郎
所　　在　　地	茂原市東郷 1691
電　話　番　号	0475－25－0776

（２）歯科

医療機関の名称	ふじみ歯科医院
医　院　長　名	鬼島　成和
所　　在　　地	茂原市高師 2238－12
電　話　番　号	0475－26－3718

１３　保育所での与薬について

原則として保育所での与薬は行いませんが、医師の診断書に基づいて所長が必要と認めた場合は与薬を行います。なお、与薬を行う場合は、事前に所長との面談が必要です。

１４　緊急時の対応

お預かりしている利用乳幼児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

１５　非常災害の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器・非常放送
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。
避難場所	総合市民センター

１６　災害時における臨時休園に関する基準

休園基準	時点	保育所の対応
以下のいずれかが発表・発令 ① 茂原市において大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報のいずれかが発表 ※気象庁が発表 ② 茂原市のいずれかの区域で警戒レベル３（高齢者等避難）以上の避難情報発令 ※茂原市が発令 ③ 地震発生時、茂原市において震度５弱以上が発表 ※気象庁が発表	午前６時から開園時刻までに基準に該当した場合	・**当日は原則臨時休園とする。** ・午前中の早い段階で警報・警戒レベルが解除された場合等は、安全を確認し、受入態勢が整った時点で開園する。
	開園時間中に基準に該当した場合	・保護者に安全に配慮した上で早めのお迎えを要請し、園児を引き渡す。

（１）休園等を決定した場合は、配信メール等で速やかに連絡しますので、災害時はスマートフォン等をこまめにチェックするようお願いします。

（２）上記基準以外であっても、気象状況や被災状況等により、休園とする場合があります。

１７　虐待の防止のための措置

保育所では、虐待の防止及び児童の人権の擁護のため、次の措置を講じます。

（１）虐待の防止、人権の擁護等に関する必要な体制の整備

（２）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員の研修の受講

（３）その他虐待防止のための必要な措置

１８　利用者に対しての保険の種類・保険の内容・保険金額

保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付	災害賠償補償
保険の内容	負傷・疾病・障害又は死亡	賠償責任・補償
保険金額	240 円	市負担

＊ 治療費はその日または翌日に、保険証を持って医療機関にてお支払いください。負担された医療費は、次の制度に該当した場合、日本スポーツ振興センターから後日、保護者の方に給付されます。

≪独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度≫

① 医療費・障害見舞金・死亡見舞金の給付制度です。

② 掛け金（毎年度）　保護者負担 ・・・ 年額 240 円

③ 保育所登退所時、往復の道中でのケガ等で医師の治療を受けた時

④ 保育中のケガ等で、医師の治療を受けた時

⑤ 医療機関の診療報酬が 500 点以上の場合は、医療費（健康保険）の保護者負担分を、独立行政法人日本スポーツ振興センターが負担します。
※ 保育所で手続きを行い、保育課で事務処理をいたします。後日、保護者指定の口座にお振り込みいたします。（ 3 ～ 4 ヶ月後 ）

⑥ 500 点未満の場合は、子ども医療受給券を使います。
（日本スポーツ振興センターの給付金はありません。）

１９　要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当保育所の利用相談窓口	・窓口担当者　　東條　美津子 ・ご利用時間　　8:00 ～ 16:45 ・電話番号・FAX　0475－22－2544 担当者が不在の場合は、当保育所職員までお申し出ください。

※ 窓口担当者は人事異動により変更となる場合があります（原則、主任保育士が担当します)。

２０　保育所におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、営利活動について	トラブル回避のため、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
利用者が他の利用者に損害を与えた場合	当園の責めに帰すべき事由がない場合は、利用者が相互に協議し損害を賠償してください。
喫煙について	保育所の敷地内は、すべて禁煙です。

２１　個人情報の取り扱いについて

利用乳幼児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

（１）小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

（２）他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

（３）緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

※ 上記以外に個人情報を利用する場合は、別途ご相談いたします。

保育所における保育の提供を開始するにあたり、「令和８年度茂原市立町保保育所重要事項」に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：茂原市立町保保育所
説明者：所長　栗原　恵美子

同意書

私は、「令和８年度茂原市立町保保育所重要事項」に基づいて、茂原市立町保保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

※ 兄弟姉妹のいる場合は、連名でのご記入をお願いいたします。